

海外療養費の申請と受給について

慶應義塾健康保険組合

○海外療養費とは……

被保険者または被扶養者が、海外旅行中や海外赴任中に、急な病気やケガにより、やむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合に、申請により一部治療費の払い戻しを受けられる制度です。

治療内容やそのレベル、治療費は各国で異なるため、海外にて自己負担した費用のすべてが給付されるわけではありません。海外療養費の算出は、国内で治療を受けた場合の医療費を基本に行われるため、自己負担の割合が多くなることが予想されます。そのため、海外療養費の受給は補助の一部と考えていただき、海外旅行者傷害保険制度などに別途加入することをお勧めします。

○海外療養費を支給するために必要な書類

- ① 療養費支給申請書
- ② 診療内容明細書(様式A)(歯科の場合は「歯科診療内容明細書(様式C)」)(医師・医療機関が記入)
- ③ 領収明細書(様式B)(医療機関が発行)
- ④ 現地で支払った領収書の原本
- ⑤ 海外渡航期間確認書類(パスポート・ビザ・航空券など当該渡航期間がわかる部分のコピー)
- ⑥ 海外療養費支給申請に伴う調査に係る同意書
- ⑦ 各添付書類の日本語の翻訳文(翻訳者の署名・捺印、住所、電話番号を記載してください)

※ ②③は1ヶ月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ、それぞれの医療機関での証明が必要です。②を作成する際、健康保険用国際疾病分類番号をご証明いただく場合は、「健康保険用国際疾病分類表」を参照してください。

※ ①②③⑥⑦は所定用紙がありますが、②③は同じ項目・内容が記載されていれば病院指定の様式でも構いません。

○申請書提出期限

海外の医療機関を受診し、医療費を支払った日の翌日から**2年**となります。

○海外療養費の算出について

海外療養費の算定に用いる邦貨換算率は、支給決定日の外国為替換算率(売りレート)を用いて計算されます。医療機関に支払いをした時の換算率ではありません。

国内で診療を受けたと想定して計算された額よりも海外での医療費のほうが安い場合は、その安い金額で計算されます。

○海外療養費の対象にならない場合

- ・ 国内において保険診療の対象にならない検査や治療・処置・投薬について
- ・ 海外旅行中に病気に罹り、帰国する際の費用
- ・ 治療目的で海外へ渡航し診療を受けた場合
- ・ 医療機関が発行した書類から、診療内容明細や領収明細が確認できない場合
- ・ その他、保険者が必要と認めなかった場合